

議事日程（第3号）

令和8年6月11日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1）総務常任委員会付託議案（8件）

議案第30号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第35号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第36号 令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について

2）産業文教常任委員会付託議案（4件）

議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第37号 令和8年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和8年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第40号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第2 議案第41号 農業委員会委員の任命について

日程第3 議案第42号 農業委員会委員の任命について

日程第4 議案第43号 農業委員会委員の任命について

日程第5 議案第44号 農業委員会委員の任命について

日程第6 議案第45号 農業委員会委員の任命について

日程第7 議案第46号 農業委員会委員の任命について

日程第8 議案第47号 農業委員会委員の任命について

日程第9 議員報酬及び定数検討特別委員会報告

日程第10 発議第1号 木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議員派遣の件

- 日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第13 各委員会の閉会中の調査
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(8件)
- 議案第30号 木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第35号 令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第36号 令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第39号 令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)
- 議案第34号 令和8年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第37号 令和8年度木城町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第38号 令和8年度木城町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第40号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 議員報酬及び定数検討特別委員会報告
- 日程第10 発議第1号 木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新

田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第13 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（9名）

|            |             |
|------------|-------------|
| 1 番 矢野 哲也君 | 2 番 荒川 浩君   |
| 3 番 久保富士子君 | 5 番 桑原 勝広君  |
| 6 番 中武 良雄君 | 7 番 後藤 和実君  |
| 9 番 甲斐 政治君 | 10 番 中竹 義一君 |
| 11 番 眞鍋 博君 |             |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

|             |               |
|-------------|---------------|
| 事務局長 黒木 宏樹君 | 議事調査係長 日高 真衣君 |
| 書記 岩元 遥君    |               |

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |        |              |        |
|--------------|--------|--------------|--------|
| 町長 .....     | 半渡 英俊君 | 副町長 .....    | 萩原 一也君 |
| 教育長 .....    | 恵利 修二君 | 総務財政課長 ..... | 小野 浩司君 |
| 会計管理者 .....  | 森 水琴君  | 地域政策課長 ..... | 平野 大輔君 |
| 建設水道課長 ..... | 長友 渉君  | 教育課長 .....   | 谷岡 潔君  |
| 税務課長 .....   | 長友 三保君 | 福祉共生課長 ..... | 壺岐 和寿君 |
| 町民課長 .....   | 西田 誠司君 | 健康保険課長 ..... | 濱砂 光章君 |
| 産業振興課長 ..... | 藤井 学君  | 代表監査委員 ..... | 桑原 正憲君 |

---

午前9時00分開議

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、おはようございます。早朝より議会の傍聴にご来場いただきありがとうございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（眞鍋 博） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議においては、宮崎日日新聞社高鍋支局長より、本会議の録音の許可を求められましたので、議会傍聴規則第9条の規定により、許可したことを報告いたします。

本日の議事日程は、日程の追加がありましたので、6月10日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（眞鍋 博） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案8件、議案第30号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第35号令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第36号令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、以上8件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、荒川浩議員。

○総務常任委員会委員長（荒川 浩君） 令和8年第3回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は6月9日及び10日の2日間、総務常任委員会室において委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第30号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第31号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第32号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第33号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可

決です。

次に、議案第 34 号令和 8 年度木城町一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 35 号令和 8 年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決です。

次に、議案第 36 号令和 8 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決です。

次に、議案第 39 号令和 7 年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

**○議長（眞鍋 博）** 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案 4 件、議案第 34 号令和 8 年度木城町一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）、議案第 37 号令和 8 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 38 号令和 8 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 40 号辺地に係る総合整備計画の変更について、以上 4 件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、桑原勝広議員。

**○産業文教常任委員会委員長（桑原 勝広君）** 産業文教常任委員会に付託されました議案は 4 件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

審査期日は 6 月 9 日、10 日の 2 日間、産業文教常任委員会室において委員 5 名が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第 34 号令和 8 年度木城町一般会計補正予算（第 2 号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第 37 号令和 8 年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決です。

次に、議案第 38 号令和 8 年度木城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決です。

次に、議案第 40 号辺地に係る総合整備計画の変更について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

**○議長（眞鍋 博）** 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、一議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第 30 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（眞鍋 博）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第 31 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３２号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３３号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３４号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３５号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３６号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３７号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３８号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第３９号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４０号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の１１議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第30号木城町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号木城町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に

対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和8年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和8年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和8年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和8年度木城町簡易水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号令和8年度木城町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号令和7年度木城町一般会計歳計剰余金の処分について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号辺地に係る総合整備計画の変更について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第41号

○議長（眞鍋 博） 日程第2、議案第41号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

## 日程第3. 議案第42号

○議長（眞鍋 博） 日程第3、議案第42号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

す。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第4. 議案第43号

○議長（眞鍋 博） 日程第4、議案第43号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第44号

○議長（眞鍋 博） 日程第5、議案第44号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第 6. 議案第 4 5 号

○議長（眞鍋 博） 日程第 6、議案第 4 5 号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第 7. 議案第 4 6 号

○議長（眞鍋 博） 日程第 7、議案第 4 6 号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第 8. 議案第 4 7 号

○議長（眞鍋 博） 日程第 8、議案第 4 7 号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第 9. 議員報酬及び定数検討特別委員会報告

○議長（眞鍋 博） 日程第 9、議員報酬及び定数検討特別委員会報告を行います。

これから登壇の上、委員長の報告を求めます。委員長、矢野哲也君。

○議員報酬及び定数検討特別委員会委員長（矢野 哲也君） それでは、議員報酬及び定数検討特別委員会の報告を行います。

本委員会は令和 7 年 9 月議会定例会において設置し、令和 7 年 1 0 月 2 0 日に第 1 回会議を開催して以降、合計 8 回の委員会を開催して、誠心誠意、そして慎重に調査と検討を行いました。

議員報酬については、全国的に小規模町村の多くの議会では低水準の報酬であり、そのことが議員の成り手不足の一つの要因であるといわれております。また、人口減少や議会力アップのための議員定数の見直しの議論も同時にされており、本町でも議員報酬及び議員定数の見直しは現在の議員待遇改善の視点だけではなく、多様な人材が立候補しやすい環境をつくるため、調査と検討を進めてきました。

まず、議員定数ですが、本町において人口減少が進んでいく中で、議員定数を減らしてもいいのではとの意見が多くを占め、本町の将来的な人口規模の類似団体を調査した結果や議員の運営

状況を鑑みて、現在の定数10人から2人削減して定数8人という結果に至りました。

次に、議員報酬ですが、宮崎県町村議会の議員報酬の実態と、県内の一般労働者の給与データを精査して検討をしました。議員報酬額については、若年層や子育て世代、あるいは専門的知識を持つ多様な人材が経済的な障壁を感じることなく、町政に参画できる環境を整える未来の投資として、宮崎県の労働賃金の平均や厚生労働省の賃金基本統計調査データを基に、結論として本委員会は月額35万円から39万円が適正であると提示をいたします。

また、議員報酬については、町長が木城町特別職報酬等審議会に諮問を行い、その審議会の答申を受けて決定すべきものと理解をしております。議員報酬は平成10年4月に改定されて以降、現在まで28年間改定されておらず、長年その報酬等審議会も開催をされておられません。早期の審議会の開催と本委員会の提示額を参考資料としてご活用いただきますようお願いいたします。

以上で、議員報酬及び定数検討特別委員会の最終報告といたします。

○議長（眞鍋 博） 以上で、委員長の報告は終わりました。

---

#### 日程第10．発議第1号

○議長（眞鍋 博） 日程第10、発議第1号木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

発議第1号については、朗読は省略し、提出者、矢野哲也議員の趣旨説明を登壇の上、求めます。1番、矢野哲也君。

○議員（1番 矢野 哲也君） それでは、発議第1号の趣旨説明を行います。

発議第1号は、木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由としましては、令和7年9月議会定例会において、議員報酬及び定数検討特別委員会を設置し、議員報酬及び議員定数について調査と検討を進めてまいりました。

議員報酬の増額を検討するにあたり、今後の人口が減少し、財政が厳しくなる中で、町民の意見や将来的な類似団体の状況を鑑みて、現在の議員定数10人から2人削減して8人という結果に至りましたので、本条例の一部改正を提案するものです。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行し、その日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（眞鍋 博） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。発議第1号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 質疑なしと認めます。

これより、発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

3番、久保富士子議員。

○議員（3番 久保 富士子君） 発議第1号木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

まず最初に、なぜ議員定数を削減する必要があるのでしょうか。地方自治法第91条により、議員定数を決める権限が議会にあることは十分理解をしております。しかし、その権限は住民の声を踏まえ慎重に行使されるべきであり、今回の提案はその手続が十分とは言えません。

今回の議案では、人口減少が主な理由として挙げられていますが、人口減少と議員定数は単純に結びつけられるものではありません。むしろ人口減少社会だからこそ、多様な声を丁寧に拾い上げる議会の役割は、これまで以上に重要になります。議員定数の見直しは、町民の声をどれだけ議会に届けられるか、多様な意見をどれだけ反映できるかという地方自治の根幹に関わる問題です。

今回の議案に関連して、消防団との意見交換会が一度だけ行われました。しかし、これは特定の集団との意見交換にとどまっており、町民全体の意見を把握したとは言えません。その後、町民からの要望書や意見書の提出もなく、パブリックコメントや住民説明会も行われておらず、町民の意見を確認するための手続が十分に実施されたとは言えない状況です。

木城町議会基本条例の規定では、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して、町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するよう努めるものとする」と明確に定められています。このことから、議会が自ら定めた基本条例の考え方にも反しており、議会としての信頼を損なうおそれがあります。

また、人口減少や財政負担を理由に、議員数を減らすべきだという意見もありますが、議会基本条例は行財政改革の視点だけで判断してはならないと明記してあります。人口や財源だけを根拠にすることは、条例の趣旨にも反します。さらに、ほかの自治体の動向を理由にする意見もありますが、条例は町政の現状と課題、将来の展望を十分に考慮することを求めています。ほかの自治体のまねをするのではなく、木城町にとって最適な議員数を考えるべきだと思います。

町民が削減を望んでいるという意見もありますが、その根拠となる手段は一切行われていません。要望書も意見書もなく、パブリックコメントも住民説明会もありません。条例が求める参考人制度、公聴会制度の活用も行われていません。町民の声を聞かずに、町民が望んでいるというには無理があります。

また、議員定数を削減すれば、現職議員が相対的に有利になり、若者や女性、働きながら議員

を目指す方にとって立候補しても当選しにくくなる可能性があります。ましてや、地方自治法第91条が議員定数の変更について慎重な手続を求めている中で、改選まで1年を切ったこの時期に、十分な議論もなく定数を変えることは、住民に対する説明責任を果たしているとは言えません。

その結果として、議会の構成が固定化し、多様な意見が入りにくくなります。多様性が失われれば議論が偏り、町民の声が行政に届きにくくなることを危惧しています。さらに、議員数が少なくなると質疑や質問の機会も限られ、行政との距離が近くなりすぎる、いわゆる慣れ合いが生じやすくなることも指摘されています。これは議会の監視機能の低下につながりかねません。議会は地方公共団体の意思決定機関であり、町民の多様な声を行政に届ける役割を担っています。全町民の多様な声を受け止めるためには、一定の議員数を確保することが必要であり、人数を減らすことが必ずしも議会の質向上につながるとは言えません。

これは町民の声としてですが、議員報酬の見直しに関しては、町民の声として、日々議員がどのような活動をしているのか分からない。活動内容を町民に開示すべきである。判断材料、判断する材料を示してほしいという意見がありました。

以上の理由から、現在の定数10名から8名の削減にあたっては、他方面からの意見聴取や地方自治法の本質の検討も含めた議論が必要であると考え、本議案に反対いたします。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。9番、甲斐政治議員。

○議員（9番 甲斐 政治君） 発議第1号木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

まず、委員長の趣旨説明で十分であると思ったんですが、これはさきの統一地方選挙、また議員活動において、町民の方より定数削減についてのご意見を聞いたことが、今回の改正の一つのきっかけになっていると思っております。言わば、町民の声であります。

また、議員全員で構成する特別委員会で、昨年の9月から協議をいたして出た答えが定数8名であり、これは特別委員会の総意であると考えます。今期の議会は、当初より1名欠員の9名で議会活動をしており、8名でできないことはないと考えます。

また、多様性がなくなるとの意見もありますが、これはとてもよい、響きのよい言葉だと私は思っております。現在9名、誰1人として同じ人物はおりません。ですから、これも多様性の一つだと私は思っております。そういうことで多様性がなくなるといようなことは決してないと思っております。

また、基本条例の件も出ましたが、することができるとなっておりますので、これは基本条例に抵触することはないと考えております。また、A I、I Tの機器の導入により作業の効率が進

めば、多様な活動もできます。今後は、議員各位のやる気次第だと思っております。

以上です。

○議長（眞鍋 博） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定すること  
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（眞鍋 博） 賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 1. 議員派遣の件

○議長（眞鍋 博） 日程第 1 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第 1 2 7 条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第 1 2. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（眞鍋 博） 日程第 1 2、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

報告のある委員長は挙手をお願いいたします。議会広報編集特別委員長、矢野哲也議員。

○議会広報編集特別委員会委員長（矢野 哲也君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、7月1日から8月3日にかけて、計4回の委員会を開催いたします。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、7月8日から9日にかけて佐賀県伊万里市において調査・研修を行います。

以上で報告を終わります。

○議長（眞鍋 博） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

### 日程第13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（眞鍋 博） 日程第13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から新田原基地関連の情報収集及び調査等に関することについて閉会中の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（眞鍋 博） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（眞鍋 博） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月5日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで令和8年第3回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。第3回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程をいただきました18議案、全て原案のとおり可決・同意をしていただきました。お礼を申し上げたいと思います。

併せまして、先ほど議員報酬及び定数検討特別委員会から議員定数削減等の報告がなされ、議員発議による木城町議会議員の定数条例の一部を改正する条例が可決されたところであります。報酬等につきましては、木城町特別職報酬等審議会で協議をすることになっておりますので、準

備が整い次第、審議会を開催したいと思っております。

もとより、議員の総意、そして今地方自治体、特に小規模自治体におきましては、スモール・イズ・ビューティフル、小さいことはいいことだ、そしてスマートシュリンク、賢く縮むというのが求められています。それが今、小規模自治体における地方自治の在り方であります。その流れに合致するものでありますので、大変私としては、同じ二元代表制、選ばれた者としても、しっかりと受け止めていきたいと思っているところであります。

当面の諸行事につきましては、お手元に配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

13日には、発起人の一人としてオーガニックビレッジ宣言を行っている154市町村がありますが、そのうち72市町村が参加の予定で、オーガニックビレッジ全国首長の会の設立総会を京都市で開催いたします。

17日から18日まで上京し、宮崎県町村会の役員で、東京事務所、本県選出国會議員、関係省庁を表敬訪問し、令和8年度予算等に対するお礼と、令和9年度予算に関する要望活動を行ってまいります。

23日火曜日には、地域おこし協力隊の活動報告会をリバリスで行いますので、ご参加いただければ幸いに思っているところであります。

ところで、梅雨入り後、不安定な天気が続いております。これから本格的に出水期や台風などの自然災害のシーズンを迎えますし、いつ来るか分からない大地震への備えも必要であります。命の尊さと当たり前の日常の尊さをかみしめながら、常在危機の意識を持って予防防災や啓発に努めてまいります。

引き続き、次の50年に向けて、地域再生と小さくてもキラリと光るまちづくりの種をまいてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、お礼とさせていただきます。

改めまして、第3回木城町議会定例会、ありがとうございました。

○議長（眞鍋 博） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（黒木 宏樹君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時47分閉会

---